

愛犬のためにあなたができること

## 狂犬病予防注射と畜犬登録のお知らせ

犬を飼っている方は、狂犬病予防法により、その犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務づけられています。

令和8年度の狂犬病予防注射、および畜犬登録を右記のとおり実施しますので、この機会にご利用ください。また、犬の死亡、飼い主の住所・氏名が変わったなど登録事項が変更になったときは、届け出をお願いします。

◆対象 生後91日以上の子犬

◆料金 (1頭あたり)

**【登録済の犬】 3,650円**

(注射料3,100円 + 注射済票550円)

**【未登録の犬】 6,650円**

(注射料など3,650円 + 登録料3,000円)

※なるべくおつりのいらぬよう、ご用意ください。

▶詳しくは、役場環境衛生課 (☎33-0338) までお問い合わせください。

### ◆狂犬病予防注射実施日時

日程	時間	場所
4月8日(水)	8:50~9:05	桐原生活改善センター
	9:15~9:20	阪松原生活改善センター
	9:30~9:40	平尾井生産活動センター
	9:55~10:05	大里多目的集会施設
	10:20~10:25	旧JA高岡出張所
	10:40~10:50	鮎田構造改善センター
	11:10~11:15	北松村多目的集会施設
	11:30~11:35	旧JA浅里出張所
	13:10~13:30	就業改善センター(旧役場分庁舎)
	13:40~14:10	飯盛多目的集会施設
4月9日(木)	14:20~14:50	神内構造改善センター
	9:10~9:30	町民バス駐車場(下り場)
	9:40~10:10	井田公民館
	10:25~10:55	上野農事集会所(つどい館)
	11:10~11:30	鶴殿長谷集会所
	13:10~13:50	鶴殿駅自転車置場
	14:00~14:25	役場本庁舎裏

令和8年4月以降、各手当が引き上げ

## 特別児童扶養手当などの手当額が改定

2025年全国消費者物価指数の実績値が公表されました。特別児童扶養手当などの各手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。そのため、令和8年4月以降の各手当額は、以下のとおりです。

### ◆特別児童扶養手当等の手当額(月額)

	~令和8年3月分(月額)	令和8年4月分~(月額)
特別児童扶養手当(1級)	56,800円	58,450円
特別児童扶養手当(2級)	37,830円	38,930円
特別障害者手当	29,590円	30,450円
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
経過的福祉手当	16,100円	16,560円
児童扶養手当(全部支給)	46,690円	48,050円
児童扶養手当(一部支給)	46,680~11,010円 (所得に応じて決定)	48,040~11,340円 (所得に応じて決定)

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

令和8年4月から、社会全体で子育てを支える新しいしくみ

## 子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金制度は、医療保険に加入するすべての世代や企業から支援金を徴収し、子育て施策の充実に充てることで、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方は、4月から従来の保険税(料)に「子ども・子育て支援金分」が加わります。なお、この支援金は従来の保険税(料)と合算して徴収します。

### ◆子ども・子育て支援金の保険税率など

国民健康保険				後期高齢者医療制度	
所得割率	均等割額	18歳以上均等割額	平等割額	所得割率	均等割額
0.42%	1,159円	33円	727円	0.25%	1,370円

※国民健康保険の均等割額および18歳以上均等割額は、18歳以上の方にご負担いただくものです。

※個別の金額は、国民健康保険加入の方には6月、後期高齢者医療制度加入の方には7月に送付する通知書でお知らせします。

※被用者保険(協会けんぽ、共済組合など)に加入している方は、加入している各保険者にご確認ください。

▶国民健康保険は、役場税務住民課(☎33-0337)まで、後期高齢者医療制度は、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

定期接種対象者以外の方へ

## 带状疱疹予防ワクチン接種費用を助成します

令和7年度より、带状疱疹予防接種が65歳から5歳刻みの年齢の方を対象に定期接種として実施されています。

町では、66歳以上の方への経過措置として、令和11年度まで、定期接種の対象年齢外で带状疱疹予防接種を任意接種した方に対し、次のとおり費用を助成します。

【対象者】66歳以上で定期接種対象外の方

【接種期間】

令和8年4月1日(水)~令和9年3月31日(水)

【接種方法】

接種希望の医療機関に電話などで直接申し込み、事前に予約のうえ、予防接種を受けてください。

【接種時の持ち物】資格確認書等、健康手帳

【助成額】

・生ワクチン(1回接種)

→接種費用の1/2の額(上限4,000円)

・不活化ワクチン(2回接種)

→接種費用の1/2の額(1回あたり上限10,000円)

※助成を受けられるのは、生ワクチンか不活化ワクチンのどちらか一方で、生涯1度のみです。

【助成方法】

接種後、領収書、振込口座が分かるもの、健康手帳を持参し、役場みらい健康課で手続きしてください。

▶詳しくは、役場みらい健康課(☎33-0355)までお問い合わせください。

